

## 【案】

4 西ま都第---号  
令和4年--月--日大林新星和不動産株式会社  
代表取締役社長 蛭間 基夫 殿

西東京市長 池澤 隆史

## 土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、令和4年6月6日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和4年6月6日
事 業 者	東京都千代田区九段南3丁目3番6号 大林新星和不動産株式会社 代表取締役社長 蛭間 基夫
開発事業の目的	共同住宅建築
開発区域の所在地	西東京市緑町一丁目2558番2 外
開発区域の面積	4,517.69 m <sup>2</sup>
(指導及び助言の内容)	
1 事業計画においては、西東京都市計画地区計画東大生態調和農学機構周辺地区地区計画で定められた内容や西東京市人にやさしいまちづくり条例の規定を遵守し、良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見及び市長へ提出された意見を十分に考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。	
3 緑地の整備については、地区計画及び自然環境保全計画書で定められた内容を十分に考慮し、周辺環境を踏まえた統一感のある景観形成を図るよう努められたい。	
4 駐車場の出入り口に接続する歩道については、できる限り歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。	
5 既存住宅が近くにあるため、また猛禽類の繁殖時期については、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。	
6 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。	